

保険医療機関及び保険医療担当規則に基づく院内掲示

【入院基本料に関する事項】

1. 当院の一般病棟(二病棟)では、1日に 10 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、勤務時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8時30分～夕方 5時15分まで、看護職員1人当りの受持ち患者様の人数は、
8 人以内です。
- ・ 夕方 5時15分～深夜 1時15分まで、看護職員1人当りの受持ち患者様の人数は、
11 人以内です。
- ・ 深夜 1時15分～朝 8時30分まで、看護職員1人当りの受持ち患者様の人数は、
11 人以内です。

2. 当院の療養病棟(三病棟)では、1日に 5 人以上の看護職員(看護師及び准看護師) 5 人以上の看護補助者(看護師換算人数含む。)が勤務しています。

なお、勤務時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8時30分～夕方 5時15分まで、看護要員1人当りの受持ち患者様の人数は、
6 人以内です。
- ・ 夕方 5時15分～深夜 1時15分まで、看護要員1人当りの受持ち患者様の人数は、
17 人以内です。
- ・ 深夜 1時15分～朝 8時30分まで、看護要員1人当りの受持ち患者様の人数は、
17 人以内です。

【四国厚生支局長への届出事項に関する事項】

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

○ 機能強化加算	○ 検体検査管理加算(Ⅰ)
○ 一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料5)(二病棟)	○ コンタクトレンズ検査料1
	○ 遠隔画像診断
○ 療養病棟入院基本料 (療養病棟入院料2)(三病棟)	○ CT撮影及びMRI撮影
	○ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
○ 救急医療管理加算	○ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
○ 診療録管理体制加算3	○ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
○ 医師事務作業補助体制加算1(50:1)	○ 人工腎臓
○ 感染対策向上加算2	○ 導入期加算1
○ データ提出加算1	○ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
○ 入退院支援加算2	○ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
○ 認知症ケア加算3	○ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
○ せん妄ハイリスク患者ケア加算	○ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。))
○ 地域包括ケア入院医療管理料1	
○ 入院時食事療養(Ⅰ)/入院時生活療養(Ⅰ)	○ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
○ がん性疼痛緩和指導管理料	○ 入院ベースアップ評価料44
○ がん治療連携指導料	
○ 薬剤管理指導料	
○ 医療機器安全管理料1	
○ 「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院	
○ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	
○ 在宅患者訪問褥瘡管理指導料	

○ 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術に係る症例数報告
(令和6年分)

(区分1に分類される手術)	0 件	(区分4に分類される手術)	0 件
(区分2に分類される手術)	0 件	(その他の区分に分類される手術)	0 件
(区分3に分類される手術)	0 件		

2. 当院では入院時食事療養に関する特別管理の届出にかかる食事を提供しています。
これは、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、
適温で提供するものです。

また、予め定めた日に患者様が複数のメニューから選択でき、特別な自己負担がない
食事を提供しています。

【保険外負担に関する事項】

当院では、以下の項目について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- (1) 文書料(診断書・証明書等) 1通550円～5,500円(税込)(主なものは以下のとおり)
一般診断書及び証明書(1,100円) 入院保険診断書(3,300円)
死亡診断書(2,200円) 死体検案書(5,500円)
- (2) 在宅医療にかかる交通費 1回 220円(津島町内)
- (3) 診察券再交付料 110円
- (4) 納体袋 3,410円
- その他詳しくは、中央受付にてお尋ねください。

【保険外併用療養費に関する事項】

1. 特別の療養環境の提供

区分		室料(1日)	室番号	主な設備/備品
A室	個室	3,850 円	215・216・315・316号室	エアコン・冷蔵庫・ロッカー・電話・テレビ・ウォシュレットトイレ・温水
B室	個室	3,300 円	210・211・212・213・218・220・221・310・311・312・313・320号室	エアコン・冷蔵庫・ロッカー・電話・テレビ・ウォシュレットトイレ
C室	2人室	1,650 円	230号室	エアコン・ロッカー

2. 入院期間が180日を越える入院

入院医療の必要性は低いが事情により長期にわたり入院される患者様については、
180日を越えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護にかかる料金とし
て1日につき、入院基本点数の15%(2,180円)を徴収いたします。(難病患者等は除く。)

詳細は、中央受付にてお尋ねください。

令和7年11月1日

病院長